

9 年末の交通安全運動

1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

2 運動の期間

12月11日から12月20日までの10日間

3 運動の重点等

(1) 運動の基本

こどもと高齢者の交通事故防止（高齢運転者の交通事故防止を含む）
～歩行者ファースト意識の浸透～

(2) 運動の重点

ア 冬道の道路状況等に応じた安全運転の励行

イ 飲酒運転等の危険運転の防止

ウ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底

4 主な推進事項

推進項目	推進事項
こどもと高齢者の交通事故防止 (高齢運転者の交通事故防止を含む)	<ul style="list-style-type: none">○ 通学路等における幼児・児童の安全を確保する。<ul style="list-style-type: none">・ 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発を促進する。・ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底する。・ 通学路等の幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全点検による危険箇所の把握と対策の促進を図る。○ 広報啓発活動等を通じ、高齢者自身に身体機能の変化への的確な認識を持ってもらうとともに、これに基づく安全行動を促進する。○ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進する。○ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示促進と、高齢運転者標識を表示している自動車に対する保護義務の周知徹底を図る。○ こどもと高齢者に対する思いやりのある運転を促進する。○ 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の明るい服装と反射材用品等の利用を促進する。<ul style="list-style-type: none">・ 夕暮れの時間帯等において、自宅付近を歩行中の交通事故被害が多いことを教示し、安全行動をとるよう呼び掛ける。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルールと交通マナーの理解向上と安全行動の促進を図る。 ○ 生活道路等における歩行者等の安全な通行を確保するための交通安全総点検を促進する。
冬道の道路状況等に 応じた安全運転の励行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 冬道の特性に応じた「安全な速度、急ブレーキ・急ハンドル・急加速の禁止」等の安全運転の励行を図る。 ○ 「時間・車間距離・心」にゆとりある安全行動を実践するとともに、積雪等により見通しの悪くなった交差点手前等における徐行を啓発する。 ○ 積雪・凍結が予測される前の早めの段階適正な冬タイヤ装着を徹底する。 ○ 除雪や凍結防止剤散布の強化と交通安全施設の点検等の促進を図る。
飲酒運転等の危険運転の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じて、飲酒運転・妨害運転の防止に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりを促進する。 ○ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止を徹底する。 ○ ハンドルキーパー運動を促進する。 ○ 飲酒運転等の悪質性・危険性を理解させるための運転者教育を推進する。 ○ 安全運転管理者、運行管理者による運転前後のアルコール検知器を使用した検査と記録等、体調管理と飲酒運転の根絶に向けた取組を実施する。 ○ 交通指導取締りを強化する。
後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートを正しく使用しなければならないことの周知を徹底する。 ○ シートベルトとチャイルドシートを体格に合わせた正しい姿勢で使用することについて広報啓発を行い、6歳以上のこどもであっても、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない場合はチャイルドシートを使用させることについて周知を図る。 ○ 高速乗合バス、貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化を図る。
踏切事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切前での確実な一時停止と安全確認を徹底する。 ○ 踏切内でのトラブル発生時における非常ボタン操作等、緊急措置についての周知を徹底する。 ○ 踏切道予告標、踏切信号機等安全施設の点検・整備を促進する。
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。 ○ 各種会議、会合等において、職員に運動の趣旨を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を徹底する。